

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	長浜市高月地区スポーツ施設
---------	---------------

申請者	所在地	長浜市高月町東柳野3-1
	団体名	高月総合型スポーツクラブ ピース
	代表者氏名	常陸 和宏

指定管理料提案額	令和5年度	9,078,000円
	令和6年度	9,078,000円
	令和7年度	9,078,000円
	令和8年度	9,078,000円
	令和9年度	9,078,000円

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	<p>○市民スポーツの普及振興を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高月地区近隣の住民（スポーツ団体、スポーツ愛好者）に支持される運営</li> <li>・文化スポーツ振興のための教室や行事を開催</li> <li>・総合型 s c ピースと高月地区長浜市スポーツ推進委員と一体となった活動の推進</li> </ul> <p>○学校クラブ活動民間移行に向けての取り組み</p>
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高月地区近隣住民のスポーツ向上の底上げのために欠かせない施設と考えられること</li> <li>・過去5年間の指定管理者の経験を活かし更なる地域のスポーツ振興に寄与する必要性があること</li> </ul>
(3) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の更なる増員を図ること。</li> </ul> <p>「総合型 SC ピース」との協力の下シニア世代のスポーツの振興を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化の対応。</li> </ul> <p>故障や損傷個所の放置をしない管理</p>

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	事業計画書のとおり
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	総合型 SC ピースとスポーツ推進員を中心とする運営上、スポーツに係る研修等はクリアできる。 施設運営に必要な研修に積極的に参加。

### 3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特徴を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標	○総合型 SC ピース運営の特性を活かした運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高月地区スポーツ施設が地域住民のスポーツの場であることの認知度向上。</li> <li>・体育館の「きれい」「広い」「親切」の特性を活かす取り組み自治会（PTA 等）活動の場になるよう呼びかけ。</li> </ul> ○利用者（収入）の維持・・・過去5年間を下回らない運営
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりセンターイベントに参画（施設提供とスポーツ指導）</li> <li>・地域づくり協議会への参画</li> </ul> 地域各種団体（施設）に利用の呼びかけ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・それらが開催する行事の手助け</li> </ul>
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで活動の予定や様子、施設空き状況を知らせる</li> <li>・玄関ロビーに毎日の利用状況を掲示。</li> <li>・全戸配布チラシで情報提供・・・継続。</li> </ul>

### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の利用者アンケートの実施</li> <li>・利用者との Face to Face で利用者の声を把握</li> </ul>
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	都度の対応
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始を除く毎日の開業と管理人常駐化。</li> <li>・総合型 SC ピース資産スポーツ用具の有効利用、貸出しや出張指導に利用。</li> <li>・利用者へのニューススポーツ指導</li> <li>・スポーツ少年団の拠点</li> </ul>

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

**(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組**

①消耗品費の削減

- ・事務用品、清掃用具等の節約。
- ・掲示物の印刷等の削減、不要なゴミの発生を防ぐ。

②水道光熱費の削減

- ・節電・節水を呼びかける。
- ・冷暖房等の効果的な使用による費用節減や節電を図る。

③修繕費の節減

- ・軽微な修繕については、職員にて実施し、大事にならないうちに修繕。
- ・破損等が発生しないよう掲示等により利用者に協力を求める。

④通信費その他管理費の節約

- ・事務所に導入する各機器については、機能や価格だけでなく消費電力の過多も見極める。

**(2) 利用料金の設定及び設定根拠**

- ① 長浜市施設条例に定める金額に従い利用料金に消費税を加算し100円未満の端数を切り捨てた額を設定案（現行）とする。
- ② 使用時間は1時間単位とし、使用時間が1時間単位に満たない端数が生じる場合内は、使用時間を切り上げるものとする。
- ③ 入場料を徴収しない場合にあっても、営利、宣伝その他、これらに類する目的をもって使用すると判断された場合は入場料を徴収しているとみなす。
- ④ 規定する利用時間以外の場合は1.5倍の料金とする。

※各施設別、区分別詳細料金額は「事業計画書」のとおり。

- (3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等長浜市高月地区スポーツ施設維持管理業務仕様に従い維持管理を行う  
詳細については「事業計画書」のとおり。

**【全体】**

- ・外観点検、照明不備点検、植栽の維持管理、施設敷地内樹々の剪定、除草、除草剤散布等

**【清掃】**

- ・施設内、周辺の清掃と美化

**【保守】**

- ・運動場、体育館施設の電気設備定期点検委託
- ・防災点検委託

**【設備管理】**

- ・冬季の除雪作業、駐車場の維持管理
- ・運動場・テニスコート管理・・・整地、除草、フェンス等の点検補修
- ・スポーツ器具類管理（随時）・・・損傷有無確認と補修

**【施錠管理】**

- ・施設の施錠の徹底

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

<p>(1) 利用者の個人情報保護するための取組</p>	<p>長浜市個人情報保護条例を遵守し、以下の通り対応を実施。</p> <p>① 個人情報の収集にあたっては、本人の了解のもと利用目的を明確にし、公正な手段により必要最小限の情報収集に留めるものとする。</p> <p>② 個人情報の利用については、利用目的の範囲内を遵守。</p> <p>③ 本人の同意を得ず、個人情報の複製や第三者への開示はしないものとする。</p> <p>④ 書面・データによる個人情報の管理は施錠可能な場所に保管することを遵守する。</p> <p>⑤ 情報の漏えい、滅失防止として情報セキュリティに関する管理責任者を置き、全職員への取り扱いの徹底を図る。</p>
<p>(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組</p>	<p>① ゴミ類の持ち帰りを徹底させる。</p> <p>② 施設エリア内での喫煙禁止。周辺道路や側溝の点検を行い吸い殻拾いを実施（都度）</p> <p>③ ペットボトル、空き缶放置の点検を行い空き缶拾い実施（都度）施設周辺の樹々の剪定（歩道沿いの垣根樹々等）</p> <p>④ 利用者の施設駐車場以外への迷惑駐車防止</p> <p>⑤ 隣接「認定こども園」に考慮した運営。騒音等に注意。</p> <p>⑥ 施設内樹々の枝打ち並びに剪定</p>
<p>(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制</p>	<p>別紙「危機管理マニュアル」に準ずる。</p>
<p>(4) 同様・類似の業務の実績等</p>	

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

<p>その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと</p>	<p>スポーツ少年団との事務局協働、町内クラブチームや老人クラブ等との連携にて文化・スポーツ事業や地域住民が参加できる大会を開催し、地域の“スポーツ拠点”となるよう公的なスポーツ団体としての責任のもと、地域スポーツの定着を目指す。</p> <p>運動広場施設の管理運営と総合型スポーツクラブが一体となっている利点を活かし『高月地区』のオリジナルスポーツ（行事）を定着させる。</p>
--	---

## 事業計画書

### 1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

#### (1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

○市民スポーツの普及振興を目的とする。

- ・高月地区近隣の住民（スポーツ団体、スポーツ愛好者）に対して施設の貸し出しを円滑に行う
- ・スポーツ振興のための教室やイベントを開催して施設利用を促進する
- ・当スポーツ施設が地域に密着した文化・スポーツ活動の拠点となるよう努める

※総合型 SC が管理運営にあたる特性を活かすことと高月地区長浜市スポーツ推進委員と一体となった活動を推進する

○学校クラブ活動の民間移行に向けての取り組み

- ・クラブ活動の施設提供
- ・総合型クラブ「ピース」からの指導者派遣・・・将来に向けての体制づくり

#### (2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

高月地区近隣住民のスポーツ向上の底上げのために欠かせない施設と考えられることと、過去5年間の指定管理者の経験を活かし更なる地域のスポーツ振興に寄与することの必要性を感じたこと。また、施設利用者、イベント参加者の満足する姿を見るにつけ地域の者が地域の人に密着した活動を行う大切さを身をもって体験したことが起因します。

尚、過去5年間に行ってきた中の課題に取り組むためにも希望をするに至りました。

- ① 「いつでも、だれでもが…スポーツを」の下、総合型スポーツ活動を勧める中で高月地区スポーツ施設を拠点にしての更なる活動を目指す。
- ② 地域住民の施設の利用促進。

#### (3) 施設の課題とその対応について提示してください。

・夜間の利用者は埋まっている状況から飛躍的な利用増は望めないものの平日、日中の利用者少ない中、シニア世代の皆様が家に引き籠ることなく昼間の施設を利用することで改善の余地があります。

これらを「総合型スポーツクラブ・ピース」の協力の下、シニア世代のスポーツの振興を図っていきたい。

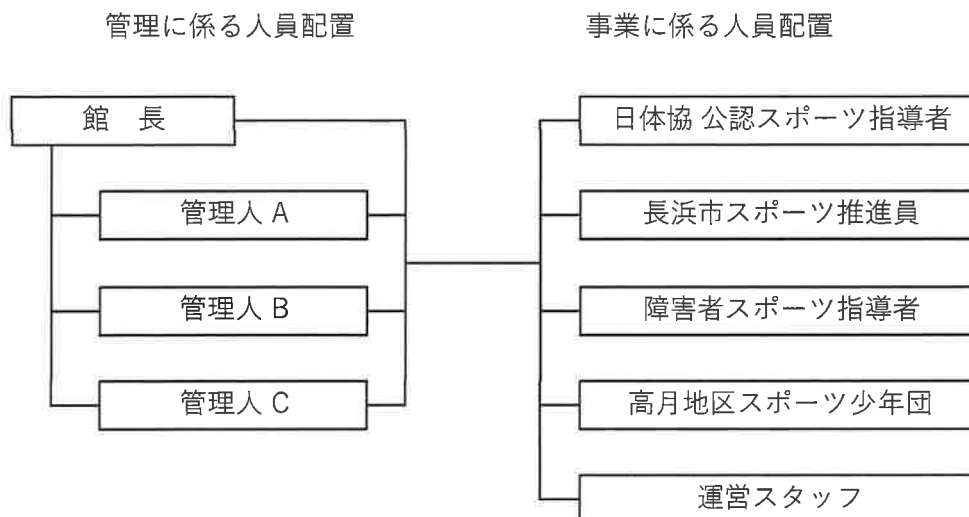
- ・ニュースポーツの促進を図る
- ・施設の老朽化の対応。日常の修理修繕が多く発生することから市への要望を含め計画的な対策が必要。

トイレなどの時代に合った設備改善が望まれるとともに、トイレ漏水と障害者対応多目的トイレの設置、テニスコートフェンス雪崩による崩壊対策、運動場からの砂の流出、ナイター設備の老朽化対策・・・等

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

### (1) 管理運営の組織体制を提示してください。



### (2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画

役 職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
館 長	設備管理・施設利用対応 各種業務		隔日常勤	隔日勤務 8:30~17:30
管理人 A	設備管理・施設利用対応 各種業務	防火管理者	隔日常勤	隔日勤務 8:30~17:30
管理人 B	設備管理・施設利用対応 各種業務		隔日常勤	隔日勤務 8:30~17:30

### (3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

人材育成・・・次世代を担う人材を発掘中。

職員研修・・・高月総合型スポーツクラブ・ピースとスポーツ推進員を中心とする運営上、スポーツに係る研修等はクリアできています。  
施設運営に必要な研修に積極的に参加してまいります。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

### 3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

○高月総合型スポーツクラブ・ピース運営の特性を活かした運営

- ・高月地区スポーツ施設が地域住民のスポーツの場であることの認知度アップ。
- ・体育館の「きれい」「広い」「親切丁寧」の特性を活かす取り組みで自治会（PTA等）などの活動の場になるよう呼びかけ。

○利用者への安全性配慮

- ・怪我に繋がる施設、器具類の不備は無いかの点検と整備
- ・夏場の熱中症の対応、コロナウイルス対応に心がける運営

【達成目標】 利用者数は施設利用者の総数を、積算根拠は各施設別の目標人数を年度毎に記載してください。

年度	利用者数	積算根拠		
		運動場	テニスコート	体育館
令和5年度	27,500	10,500	1,000	16,000
令和6年度	28,000	10,700	1,000	16,300
令和7年度	28,500	10,900	1,000	16,600
令和8年度	29,000	11,100	1,100	16,800
令和9年度	29,500	11,300	1,100	17,100

※コロナ禍以前の実績を目指しての設定

(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

- ・まちづくりセンターイベントに参画（施設提供とスポーツ指導）
- ・地域づくり協議会への参画
- ・つつじ作業所様への施設提供とニュースポーツ指導
- ・近隣の小中学校への授業出張指導
- ・自治会（PTA等）への指導
- ・スポーツ少年団の事務局を体育館に置き手続き等の対応にあたる。
- ・老人会活動のニュースポーツ指導

これまでのこれらの積み重ねによりスポーツの輪を広め長期的な施設利用の促進を図るものとする。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

- ・指定管理認定後ホームページを開設。施設の様子、行事の様子、施設空き状況が判る様にした。
- ・玄関ロビーに毎日の利用状況を掲示。
- ・年2回～3回の全戸配布散チラシで情報提供を行ってきた。継続させる。
- ・まちづくりセンターが主催する秋の文化祭に活動の様子をパネル展示で紹介

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

#### 4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

- ・年2回の利用者アンケートの実施（アンケート箱を随時設置）  
施設、スタッフ等に対する満足度、不満度を把握してきた。
- ・利用者とのFace to Faceの対応で利用者の声を把握することに努めてきた。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

過去4年間の経験を元にこれからの運営に生かす。

過去の主なものは以下の通りだった。

- 1, 運動場の砂が歩道に流出
- 2, テニスコートの砂が川に流出

いずれも長浜市スポーツ振興課と対応実施を行った。

今後は早期発見で事の起きる前の対処に努める。

その他、苦情と思える事柄は発生していない。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

- ・年末年始を除く毎日の開業と管理人常駐化。  
土日祝祭日に開業することで受け付けや当日利用が容易になり利用促進となった。  
加えて、週2回の夜間常駐化で夜間利用者に目が届く様になった。
- ・総合型SCピース資産であるスポーツ用具の有効利用、貸出しや出張指導に利用。
- ・利用者へのニュースポーツを中心とする都度の指導を行っている。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。



5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

①消耗品費の削減

- ・事務用品、清掃用具等が無駄なく使用し節約を図る。
- ・掲示物の印刷等についてもミス印刷を可能な限り防ぎ、不要なゴミの発生を防ぐよう努力する。

②水道光熱費の削減

- ・職員を含めた施設利用者に節電・節水を呼びかける。
- ・職員常駐による事務所にての光熱費増加についても、冷暖房等の効果的な使用による費用節減や節電を図る。

③修繕費の節減

- ・日頃より施設・器具等の点検を行い、軽微な修繕については、職員にて実施し、大掛かりな修繕となり費用が発生しないよう努める。
- ・悪意ある破損等が発生しないよう掲示等により利用者に協力を求める。

④通信費その他管理費の節約

- ・事務所に導入する各機器については、機能や価格だけでなく消費電力の過多も見極める。また、電話の使用についても必要最低限に止め、節約を図る。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

①高月運動広場運動場

(1) 施設利用料

区 分		単 位	使用料 (税込)	利用料金 (案)
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	410円	400円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		200円	200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		200円	200円
	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		610円	600円
	長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		810円	800円
入場料等を徴収する場合			810円	800円
長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円	200円

(2) 照明設備利用料

区 分	単 位	使用料 (税込)	利用料金 (案)
全灯照明	1時間	3,050円	3,000円

## ②高月運動広場テニスコート

### (1) 施設利用料

区 分			単 位	使用料 (税込)	利用料金 (案)
コート1面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	100円	100円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		※100円	※100円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		※100円	※100円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		200円	200円
	入場料等を徴収する場合	200円		200円	
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		※100円	※100円	

※テニスコートは減免対象としない(10円単位の使用料を避けるため)

### (2) 照明設備利用料

区 分	単 位	使用料 (税込)	利用料金 (案)
全灯照明	1時間	510円	500円

## ③高月運動広場体育館

区 分			単 位	使用料 (税込)	利用料金 (案)
アリーナ全面	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	1,020円	1,000円
		長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		510円	500円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		510円	500円
		長浜市内に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		1,520円	1,500円
		長浜市外に住所(団体又は法人にあつてはその所在地)を有するものが使用する場合		2,040円	2,000円
	入場料等を徴収する場合	2,040円		2,000円	

	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		510円	500円
アリーナ半面	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	510円	500円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		310円	300円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		310円	300円
	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		810円	800円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		1,020円	1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		310円	300円
個人使用	1人アリーナ利用の場合（1人につき2時間限度）	2時間	100円	100円
柔道室	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	200円	200円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		410円	400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円	100円
卓球室	長浜市内に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	200円	200円
	長浜市内の保育園等が乳幼児等を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		100円	100円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあつてはその所在地）を有するものが使用する場合		400円	400円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		100円	100円

#### 利用料金設定の根拠

- ① 長浜市施設条例に定める利用料金に消費税を加算し10円単位未満の端数を切り捨てた額を設定案（現行）とする。
- ② 使用時間は1時間単位とし、使用時間が1時間単位に満たない端数が生じる場合は、使用時間を切り上げるものとする。
- ③ 入場料を徴収しない場合にあつても、営利、宣伝その他、これらに類する目的をもって使用すると判断された場合は入場料を徴収しているとみなす。
- ④ 規定する利用時間以外の場合は1.5倍の料金とする。

**(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。**

長浜市高月地区スポーツ施設維持管理業務仕様に従い以下のことに取り組む

**【全体】**

- ・外観点検（月1回）・・・内外装のひび割れ、剥がれ等、損傷確認
- ・落書き、掲示物の点検確認（随時）・・・落書き有無の点検、掲示物の適正点検
- ・照明不備点検（随時）・・・管理施設の電球球切れ、不備がないかの点検
- ・備品等の維持管理（随時）・・・備品等の整理整頓、損傷、不具合の確認と補充
- ・消耗品の管理（随時）・・・消耗品の購入、管理、補給、交換等
- ・植栽の維持管理（随時）・・・施設敷地内樹々の剪定、除草、除草剤散布等

**【清掃】**

- ・管理施設内清掃（随時）年末一斉大掃除  
トイレ、玄関ロビー、2F各部屋（ミーティング室、スタジオ等）管理人室
- ・体育館から運動場に至る間の道を含むゴミ拾い（随時）

**【保守】**

- ・運動場、体育館施設の電気設備定期点検委託
- ・防災点検委託（2回/年）

**【設備管理】**

- ・除雪作業（随時）・・・施設出入口の除雪
- ・駐車場の維持管理・・・安全確保（路面の整備等）、迷惑駐車防止等
- ・運動場・テニスコート管理（随時）・・・整地、除草、フェンス等の点検補修
- ・スポーツ器具類管理（随時）・・・損傷有無確認と補修

**【施錠管理】**

- ・施設の施錠の徹底

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護のための取組を提示してください。

長浜市個人情報保護条例を遵守し、以下の通り対応を実施。

- ① 個人情報の収集にあたっては、本人の了解のもと利用目的を明確にし、公正な手段により必要最小限の情報収集に留めるものとする。
- ② 個人情報の利用については、利用目的の範囲内を遵守する。
- ③ 本人の同意を得ず、個人情報の複製や第三者への開示はしない。
- ④ 書面・データによる個人情報の管理は施錠可能な場所に保管することを遵守。
- ⑤ 情報の漏えい、滅失防止として情報セキュリティに関する管理責任者を置き、全職員への取り扱いの徹底を図る。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。

- ① 施設利用者が発生するゴミ類の持ち帰りを徹底させる。
- ② 施設エリア内での喫煙を禁止させ周辺道路や側溝の点検を行い吸い殻拾いを実施（都度）
- ③ ペットボトル、空き缶放置の点検を行い空き缶拾い実施（都度）  
施設周辺の樹々の剪定（歩道沿いの垣根樹々等）
- ④ 利用者の施設駐車場以外への迷惑駐車防止
- ⑤ 隣接する「認定こども園」に考慮した運営。騒音等に注意。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。

別紙「危機管理マニュアル」に準ずる。

(4) 同様・類似の業務の実績等があれば提示ください。

特になし

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

## 7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

当団体は、「多種目」「多世代」「多志向」のスポーツクラブを実現すべく、スポーツ基本法に基づく、総合型地域スポーツクラブとして、平成25年2月度設立しました。

以降、高月運動広場体育館・運動場を中心に「いつでも、どこでも誰とでも」の考えの下にスポーツの場を提供できるよう努めてまいりました。今後もスポーツ少年団との事務局協働、町内クラブチームや老人クラブ等との連携にて文化・スポーツ事業や地域住民が参加でき行事を開催し、地域の“スポーツ拠点”となるよう公的なスポーツ団体としての責任のもと、地域スポーツが高月運動広場を中心に定着するよう進めてまいります。

今後も参加いただく地域住民に身近に感じてもらえる様な文化・スポーツ事業を進めていきたいと考えております。再び、施設の管理を担うことになれば過去5年間の経験をフルに活かし、指定管理者と総合型スポーツクラブが一体となって互いの発展に繋げる所存です。

また、女性スタッフ3名を有することから女性がスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

### 【提案したいこと】

運動広場施設の管理運営と総合型スポーツクラブが一体となっている利点を活かし

『高月地区』のオリジナルスポーツ（行事）を定着させる。

- 1、障害者と健常者が一緒に楽しめるポッチャ、エカル等のニュースポーツの推進
- 2、高月スポーツクラブピース考案のオリジナルスポーツ「たかつき鬼ごっこ」の推進  
(これまでに小学校への指導、県スポーツ推進委員会研修会で発表)
- 3、夏休みなどの子供たちを対象とした文化事業
  - ・寺子屋・出前講座などで自由研究のテーマ提供
  - ・昔の遊びの再現・・・等

過去に「水鉄砲」「紙飛行機」「ペットボトルロケット」「水源の森探訪」などを計画、実施し参りました。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

1 収入

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
指定管理料	9,078	9,078	9,078	9,078	9,078	45,390
利用料金収入	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	9,500
その他の収入						
小計（指定管理業務）	10,778	10,878	10,978	11,078	11,178	54,890
自主事業収入	250	250	250	250	250	1,250
・・・						
合計	11,028	11,128	11,228	11,328	11,428	56,140

2 支出

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
人件費	4,278	4,278	4,278	4,278	4,278	21,390
維持管理費	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	32,000
修繕費	300	300	300	300	300	1,500
その他の支出						
小計（指定管理業務）	10,778	10,878	10,978	11,078	11,178	54,890
自主事業費	250	250	250	250	250	1,250
・・・						
合計	11,028	11,128	11,228	11,328	11,428	56,140

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		9,078	
利用料金収入		1,700	前年実績より
その他	・・・		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		10,778	
自主事業収入		250	自販機手数料及びトレーニング室利用料
・・・			
合計		11,028	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		4,278	前年実績より
維持管理費	光熱水費	3,850	前年実績より
	清掃費	650	前年実績より
	警備費	300	
	消耗品費	300	
	消費税	1,100	
	計	6,200	
修繕費		300	
その他	××事業		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		10,778	
自主事業費		250	
・・・			
合計		11,028	

注 事業年度ごとに記入してください。



様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	90,787	
利用料金収入	1,800	
その他	・・・	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	10,878	
自主事業収入	250	
・・・		
合計	11,128	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	4,278	
維持管理費	光熱水費	3,900 前年実績及び利用増加を加味
	清掃費	650
	警備費	300
	消耗品費	350 前年実績及び利用増加を加味
	消費税	1,100
	計	6,300
修繕費	300	
その他	××事業	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	10,878	
自主事業費	250	
・・・		
合計	11,128	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	9,078	
利用料金収入	1,900	
その他	・・・	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	10,978	
自主事業収入	250	
・・・		
合計	11,228	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	4,278	
維持管理費	光熱水費	3,950 前年実績及び利用増加を加味
	清掃費	650
	警備費	300
	消耗品費	400 前年実績及び利用増加を加味p
	消費税	1,100
	計	6,400
修繕費	300	
その他	××事業	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	10,978	
自主事業費	250	
・・・		
合計	11,228	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	9,078	
利用料金収入	2,000	
その他	・・・	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	11,078	
自主事業収入	250	
・・・		
合計	11,328	

2 支出

科目	金額	積算根拠等
人件費	4,278	
維持管理費	光熱水費	4,000 前年実績及び利用増加を加味
	清掃費	650
	警備費	300
	消耗品費	450 前年実績及び利用増加を加味
	・・・	1,100
	計	6,500
修繕費	300	
その他	××事業	
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	11,078	
自主事業費	250	
・・・		
合計	11,328	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		9,078	
利用料金収入		2,100	
その他	・・・		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		11,178	
自主事業収入		250	
・・・			
合計		11,428	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		4,278	
維持管理費	光熱水費	4,050	前年実績及び利用増加を加味
	清掃費	650	
	警備費	300	
	消耗品費	500	前年実績及び利用増加を加味
	消費税	1,100	
	計	6,600	
修繕費		300	
その他	××事業		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		11,178	
自主事業費		250	
・・・			
合計		11,428	

注 事業年度ごとに記入してください。